**全国生涯学習市町村協議会研修会等補助金交付要綱**

（趣旨）

第1条 この要綱は、全国生涯学習市町村協議会に加入する市町村が実施する研修会等（以下「補助事業」という。）に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（市町村の責務）

第2条 補助金を受け補助事業を行う市町村（以下「補助事業者」という。）は、交付の目的に従って誠実に実施するよう努めなければならない。

（補助対象経費）

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施する経費のうち、別表に定める経費とする。

（補助金の交付）

第4条 補助金の交付額は、補助対象経費の3分の2以内とし、毎年度予算の範囲内において会長が定める額とする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書（様式1号）を期限までに、次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

(1) 補助事業計画書（様式第2号）

(2) 事業に係る収支予算書

（補助金の交付の決定）

第6条 会長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに申請者に対し、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 　会長は、前項の審査等の結果により補助金を交付することが不適当と認めたときは、速やかに当該申請者に対してその旨を、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助事業の変更等の承認）

第7条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（会長が定める軽易な変更を除く。）、中止又は廃止する場合においては、補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）により会長の承認を受けること。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む）又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、会長が定めるところにより、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書（様式第6号）を、次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績書（様式第7号）

(2) 収支決算書

(3) 支払いを証する書類の写し

(4) 会長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 会長は、前条第1項の規定により実績報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第10条 会長は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとることを当該補助事業者に対して命ずることができる。

（補助金の交付時期）

第11条 補助金は、第9条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付するものとする。ただし、会長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 　補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第9号）を会長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 会長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を、補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により取消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は会長の指示に従わなかったとき。

2 　前項の規定は、第９条の規定に基づく補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金等の返還）

第13 条 会長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 　会長は、補助事業者に交付すべき補助金の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を補助金返還命令書（様式第11号）により命ずるものとする。

（関係書類の整備）

第14 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、かつ、これらの書類等を補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しておかなければならない。

（委任）

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成14年5月29日から施行する。

附 則（令和2年度総会）

（施行期日）

この要綱は、令和2年7月29日から施行する。